

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場脱臭装置修繕

2 契約の相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

舞洲工場の脱臭装置は、工場が全炉停止時にごみピット及び灰ピット内の臭気を処理する装置である。

本修繕は、脱臭装置内の部品の取替、機器点検及び試運転を行うものである。

今回修繕する脱臭装置は、当工場プラント設備の仕様にあわせて、日立造船（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。

本修繕については、本装置の特質を理論的、経験的に十分把握しなければ本来の能力を発揮出来ず、本装置を設計・施工した会社以外では技術面での対応が不可能である。

また、修繕後の装置全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本装置を設計・施工した日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局施設部舞洲工場（電話番号06-6463-4153）

随意契約理由書

1. 案件名称

南港管路輸送施設輸送管修繕

2. 契約の相手先

(株)ビルド

3. 随意契約理由

管路輸送事業については、南港ポートタウンにおいて、ごみを各家庭から中継センターまで輸送する事業であり、住民にとって利便性があり、かつ衛生的であるもので、支障を来すことなく、適切に運転・維持管理を実施する必要がある。

輸送管については、長年の使用ため摩耗、腐食、変形及び地下水（雨水）の管内への侵入が発生しており、このため輸送管の閉塞がおり、補修や閉塞除去のため長期にわたる運転停止の原因ともなっている。

そのため、現象等が確認されれば、損傷箇所や原因の推定を迅速かつ正確に把握する必要がある。

また、輸送管内の閉鎖的作業環境の中、管の内側よりの補修作業やその際必要となる止水技術も要求され、早期にかつ安全に作業を完結させる必要があることから、管路輸送事業を熟知した業者でなければ対応できない。

上記業者については、施設竣工後より、プラント製造業者と共に下請負業者として試運転や初期トラブルの対応に当たっており、後年、プラント製造業者からメンテナンスの委嘱を受け、迅速に対応できる社内体制を整備するなど、輸送管管内補修作業について、一手に担ってきているところであり、他社では対応できないところである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局施設部南港管路輸送センター
(電話番号06-6612-4981)

随意契約理由書

1 案件名称

庁内情報利用パソコン等（環境局）一式 借入

2 契約の相手方

富士通リース株式会社

3 随意契約理由

本件は、平成 23 年 3 月 1 日から平成 27 年 2 月 28 日まで契約している庁内情報利用端末機等の長期借入契約（保守含む）期間の満了に伴う、同端末機等の継続借入を行うものである。

① 再リースにともなう経過

契約満了に伴い新たに総務局一括契約を行う場合、平成 27 年 3 月 1 日から 4 年間の契約が必要であった。

環境局において、平成 26 年度予算算定時に、ごみ焼却処理事業における「一部事務組合の設立」による経営形態の見直しを進めていた。

平成 26 年度予算算定時は、平成 26 年度の借入台数及び設置場所等について不確定な状況であったため、平成 26 年度（平成 27 年 3 月 1 日から 1 年間）に再リースを行うこととした。

② 再リース判断理由

・総務局一括契約は、総務局行政部 IT 統括課において、市全体で一括契約することによりスケールメリットを出し、より安価で効率的な調達ができる。

・3 月に機種更新を行うには、すでに借り入れた機器を撤去する費用や時間、又は別業者と新たに借入契約を締結した場合の機器を導入する費用や時間などが必要になる。

・現在使用している機器については、契約時に新造品を導入していることなどから、引き続いての使用に支障が無いと判断し、環境局独自で新規に 1 年間契約するより、現契約を締結している相手方と引き続き契約を行う。

以上のことから、上記業者に随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 総務部 総務課（電話番号 06-6630-3109）

随意契約理由書

1 案件名称

住之江工場じん芥クレーン運転管理装置修繕

2 契約相手方

(株) 日立プラントメカニクス

3 随意契約理由

住之江工場じん芥クレーン運転管理装置は、クレーン設備の一構成機器であり、クレーンの運転状況の管理や警報等を監視するものである。

今回、同運転管理装置の動作不良が発生したため、修繕を行うものである。

当工場の同管理装置は、(株) 日立プラントメカニクスにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本修繕については、(株) 日立プラントメカニクスが有する特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、修繕後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証をもたせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した(株) 日立プラントメカニクスのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局施設部住之江工場 (電話番号06-6681-0035)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場調温塔用コンプレッサー (No.1) 修繕

2 契約の相手方

日立造船 (株)

3 随意契約理由

本修繕は、調温塔用コンプレッサー部品の取替、点検及び試運転を行うものである。

今回修繕する調温塔用コンプレッサーは、当工場プラント設備の仕様にあわせて、日立造船 (株) において独自の技術により設計・施工されたものである。

本修繕については、本装置の特質を理論的、経験的に十分把握しなければ本来の能力を発揮出来ず、本装置を設計・施工した会社以外では技術面での対応が不可能である。

また、修繕後の装置全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本装置を設計・施工した日立造船 (株) のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局施設部舞洲工場 (電話番号06-6463-4153)